

石綿飛散防止に係る技術的検討事項検討会（第2回）

（令和2年7月30日開催）

環境省水・大気環境局

石綿飛散防止に係る技術的事項検討会（第2回）

会 議 録

1. 日 時 令和2年7月30日（水）13：30～15：27

2. 場 所 AP日本橋 ROOM G

3. 出 席 者

（座 長） 大塚 直

（委 員） 出野 政雄 笠井 賢一 城山 浩二

谷口 靖彦 寺園 淳 外山 尚紀

本橋 健司 盛田 宗利

（環境省） 長坂大気環境課長

清丸大気環境課長補佐

石山大気環境課長補佐

江口大気環境課主査

栗村大気環境課主査

川上総務課係長

4. 議 題

（1）石綿飛散防止に係る技術的事項の検討について

（2）その他

5. 配付資料

資料1 石綿飛散防止に係る技術的事項の検討について（案）

資料2 今後のスケジュールについて（案）

参考資料1 石綿飛散防止に係る技術的事項検討会設置要綱

参考資料2 第1回検討会委員意見

- 参考資料 3 今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）
- 参考資料 4 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の概要
- 参考資料 5 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の飛散性
- 参考資料 6 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書
- 参考資料 7 石綿飛散防止に関する法令（抜粋）
- 参考資料 8 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6
- 参考資料 9 事前調査結果の報告書イメージ

6. 議 事

【事務局（小西）】 それでは、定刻となりましたので、検討会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、委員の皆様のお出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本検討会の事務局を務めさせていただきます株式会社環境管理センターの小西と申します。よろしくお願いいたします。

今回、第2回の検討会なのですけれども、第1回の検討会は年度末に書面開催という形でさせていただきました。委員の皆様にお集まりいただきますのも今回が初めてとなりますので、初めに、環境省の長坂課長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【長坂大気環境課長】 皆様、どうもこんにちは。マスク越しのご挨拶で失礼いたします。7月21日付けで大気環境課長に着任をいたしました長坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第2回の技術的事項検討会開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、委員の皆様には、ご多忙の中、お集まりいただき、またWebでの参加を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年1月に中央環境審議会から環境大臣に対して、今後の石綿の飛散防止の在り方についての答申がなされまして、大気汚染防止法の一部を改正する法律が5月29日に成立し、6月5日に公布をされたところでございます。

一方で、同答申におきまして、技術的事項については、今後さらに検討を行い、明確化する必要があると示されております。そのため、石綿飛散防止に係る技術的事項についての課題を整理して、詳細な検討を行うということを目的としてこの検討会が設置されて、

議論をいただいているところでございます。

第1回の検討会については、書面開催ということで実施いたしまして、答申で示された技術的事項について幅広いご意見をいただいております。おかげさまをもちまして、課題の整理や詳細な検討がなされたのではないかと考えております。

今回は第2回の開催になりますが、前回いただいた意見を踏まえての資料をご用意させていただいておりますので、引き続きご議論をいただければと存じます。

コロナ感染症の拡大が懸念される中、本会議も集合形式ではございますが、取材、傍聴はなく、委員及び最小限の関係者のみの会議とさせていただきました。いわゆる3密を回避しつつ検討会を進めてまいりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、委員の皆様から、どうぞ忌憚のないご意見をいただけますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】 ありがとうございます。

本日は2回目の開催となりますが、お集まりいただくのは初めてのため、事務局より委員の皆様のご紹介をさせていただきます。五十音順にご紹介をさせていただきます。

全国解体工事業団体連合会の出野委員でございます。

【出野委員】 出野です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】 早稲田大学の塚委員でございます。

【塚座長】 塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】 日本建設業連合会の笠井委員でございます。

【笠井委員】 笠井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】 Webでの参加となっておりますけれども、住宅リフォーム推進協議会の城山委員でございます。城山委員、聞こえておりますでしょうか。よろしいですかね。

続きまして、こちらもWebでの参加になりますけれども、関西環境管理技術センターの谷口委員でございます。

【谷口委員】 よろしくお願ひします。

【事務局（小西）】 よろしくお願ひいたします。

続きまして、こちらもWebの参加になりますけれども、国立環境研究所の寺園委員でございます。

【寺園委員】 よろしくお願ひします。寺園です。

【事務局（小西）】 続きまして、東京労働安全衛生センターの外山委員でございます。

【外山委員】 外山です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小西）】 続きまして、建築研究振興協会の本橋委員でございます。

【本橋委員】 本橋です。

【事務局（小西）】 川崎市の盛田委員でございます。

【盛田委員】 盛田です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小西）】 続きまして、環境省の皆様のご紹介をさせていただきます。

先ほど、ご挨拶いただきました大気環境課の長坂課長でございます。

【長坂大気環境課長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局（小西）】 同じく大気環境課の清丸課長補佐でございます。

【清丸大気環境課長補佐】 清丸でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小西）】 同じく石山課長補佐でございます。

【石山大気環境課長補佐】 石山と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（小西）】 同じく江口主査でございます。

【江口大気環境課主査】 江口と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（小西）】 同じく栗村主査でございます。

【栗村大気環境課主査】 栗村です。よろしくお願ひします。

【事務局（小西）】 最後に、事務局になりますけれども、株式会社環境管理センターの草柳でございます。

【事務局（草柳）】 草柳でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小西）】 最後、私、小西と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、委員の皆様全員ご出席ということになっております。なお、城山委員におかれましては、ご都合により1時間程度でご退席ということをお伺いしております。

続きまして、本検討会は、コロナウイルスの感染拡大防止のため、座席の間隔をあけて配席をしております。また、タブレットも消毒をしておりますので、安心してお使いいただければと思います。

また、本検討会は、一般傍聴形式で開催の予定としておりましたけれども、昨今の状況もございまして、傍聴者の受け入れは取りやめております。資料と議事録につきましては、後日、環境省のホームページで公開をすることとさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

それでは、配付資料の確認に移りたいと思います。

会場にいらっしゃる皆様につきましては、お手元にタブレットをお配りしております。Web参加の委員の皆様につきましては、先日、資料をお送りさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

タブレットの中には、資料1と2と参考資料1から9を配付させていただいております。また、紙の資料として座席表と議事次第、委員の名簿、資料1を配付させていただいておりますので、ご確認いただきながらご議論いただければと思います。ご不足があるようでしたら、事務局までお申しつけください。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては議事次第をご覧くださいと思います。

以降の進行は大塚座長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大塚座長】 それでは、まず、議事の1、石綿飛散防止に係る技術的事項の検討につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【石山大気環境課長補佐】 環境省の石山と申します。

資料1に基づきまして説明させていただきます。

石綿飛散防止に係る技術的事項について（案）という形でまとめさせていただいております。

冒頭の部分ですが、平成30年8月、環境大臣が中央環境審議会に対して、今後の石綿飛散防止の在り方について諮問し、令和2年1月に「今後の石綿飛散の在り方」について答申がなされ、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、今後さらに検討を行い、明確化する必要がある技術的事項については、政省令の改正を念頭に検討を行い、次のとおり取りまとめたということで、この会の目的を示しております。

ここの部分なのですが、一連の流れが明確になるように、表現や結びの部分の表現を修正してあります。

早速ですが、1のところから実際の技術的事項について説明させていただきます。

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止、(1)として、規制対象に追加する石綿含有建材となります。

ページをめくっていただきまして、2ページのところになりますが、「基本的考え方」としては、全ての石綿含有建材について不適切な工事を行えば石綿を飛散させるおそれが

あることから、特定建築材料に追加して規制の対象とする。石綿含有仕上塗材については、答申において、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に規制をすることとされた。また、答申を踏まえ、作業の実施の届出の対象は、現行の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業から変更しないということを念頭に、「技術的事項」としては、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材を特定建築材料に追加し、大気汚染防止法の規制対象とするということで、そこにポツが四つあります。

上の二つ、「吹付け石綿」と「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」、この二つについてはこれまで規制の対象としておりましたが、三つ目、四つ目を追加することです。「石綿含有成形板等」、「石綿含有仕上塗材」になります。

石綿含有成形板以外のものについては、施行通知で明確化することを考えております。

次のページに行きまして、実際の作業の実施届出については、現行どおりということで、「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」ということで、石綿含有成形板等は届出の対象としないと考えております。

(2)作業計画のところになります。作業計画については、「基本的考え方」として、新たに規制対象とする石綿含有建材については、作業実施の届出の対象としないことから、都道府県等が立入検査の時にきちんと確認できるようにすることが重要である。都道府県等は作業実施の届出によって作業方法を確認しているので、届出事項は、これまでと同一にするのが適当である。作業計画の作成は、現行の特定建築材料に係る作業現場における指導の適正化にも資するため、全ての特定建築材料に係る作業について作業計画策定の対象とすべきであるというような考え方に基つきまして、ページの下の方にあります「技術的事項」になります。

作業基準に、以下の作業計画の作成を追加するというので、次の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うことということでまとめてあります。これに関しては現行のレベル1、レベル2の届出事項と同じになります。ポツが7つありますが、上3つが法律、下4つが規則で定める事項となっております。

(3)作業基準になりますが、作業基準については、答申のほうで石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行い、建材を原形のまま取り外すことが原則とすべきである。

また、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿含有成形板等より飛散性が高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

さらに、石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、除去工法によって高い

繊維の飛散性を示す例が確認されているのですが、吹付け工法、ローラー工法等の施工工法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付き高圧水洗等の除去工法等により、石綿の飛散が抑制することが確認できた例もあるというように答申の中では書かれており、それに基づき「技術的事項」になります。

次のページに入りまして、「石綿含有成形板等」、又は「石綿含有仕上塗材」に係る特定粉じん排出等作業について、以下の飛散防止対策を作業基準に追加するという一方で、①として石綿含有成形板等、基本はイ、そのまま建築物等から取り外すこと、ロとして、そのまま取り外すことができない場合には薬液等により湿潤化する。

次のページに入りまして、ハになります。石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、そのまま取り外せない場合には周辺を事前に養生する。このときの養生というのは、負圧管理までは要しない、ビニールシート等で囲うことを指しております。その他、薬液等により湿潤化することというような基準を考えております。

ニとして、特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。養生した場合には、養生を解く前に清掃を行うことということで、タイミングも示してあります。

②として、石綿含有仕上塗材になります。石綿含有仕上塗材については、同様にイで薬液等により湿潤化すること。ロで電気グラインダーその他の電動工具を用いる場合には、事前に養生すること。薬液等により湿潤化すること。あとはハとして、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。養生を行った場合には、養生を解く前に清掃を行うことということで、こちらも清掃のタイミングを規定しております。

集じん装置付きの局所集じんの使用については、上の柱書の「又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずる」というところで読むことを考えており、具体的にはマニュアルで示すことを想定しております。

2に入りますが、事前調査の信頼性の確保、(1)事前調査の対象範囲になります。これまでは事前調査の対象については、法令上例外の規定は認められておりませんでした。

次のページに入りまして、他方では答申においては、一定の知見を有する者の活用、調査結果の記録の保存等、事前調査に係る規制の強化が必要とされており、これらの義務付け対象範囲を明確にする必要がある。今般の石綿障害予防規則の改正による対策の充実に伴い整理されているということ踏まえまして、「技術的事項」になりますが、厚生労働省の検討会の報告書で建築物等の解体・改修作業に該当しないものとして整理されてお

ります。これと整合を図るということで、大気汚染防止法においても事前調査の対象である建築物等の解体等工事に該当しないものと整理し、当該解釈を施行通知等で示すのが適当であると考えております。

具体的には、厚生労働省の検討会の報告書の抜粋を4点、a、b、c、eということで抜いております。eのところになりますが、石綿が使われている可能性の高い工作物ということで、工作物のリストというのはまだ整理されておらず、今後、施行までにリストを整理する予定としております。

(2)事前調査の方法になります。

「基本的考え方」としては、これまで事前調査の方法は、法令上規定されておらず、マニュアルにおいて書面調査、目視調査、分析調査ということが示されておりました。これを明確化して、法令上で位置づけるということを考えております。

また、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等については、それが書面で確認された場合、改正前の大気汚染防止法において特定工事に該当しないことが明らかであることから、これらの場合は事前調査の対象外とすることが適当であるという考えに基づきまして、次のページの「技術的事項」になります。

方法としては、設計図書等の書面による調査及び実際の目視による調査を行うこと。ただし書というのが先ほどの平成18年9月1日以後に工事に着手した建築物については設計図書等の書面により明らかになった場合は、目視による調査は不要とする。

②として、①の方法、書面調査、目視の調査で分からなかった場合は分析調査を行う。ただし書以降に関しては、調査を行わず石綿含有しているものとみなすことが可能とするために、みなしの規定を設けております。

(3)一定の知見を有する者の活用に入ります。

1ページめくっていただいて10ページになります。

「基本的考え方」になりますが、事前調査に活用する一定の知見を有する者については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の講習を修了した者を基本とすべき。講習登録規程の整備以前より、一定の知見を有する者として、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者に調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に環境省が通知しておりましたことを踏まえて、それらの者も含めるのが適当。

また、この度の講習登録規程の改正によって、一戸建て石綿含有建材調査者という講習が新設されました。そのため、一戸建てについては、それらの者を活用すべきだという考

えに基づきまして、技術的事項のところになります。

今説明しましたものを言葉に起こしたもので、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者。一戸建て石綿含有建材調査者は、事前調査の対象を一戸建て住宅等に限るという形にしております。「又は」以降の記載において、今般の改正による一定の知見の有する者の活用の義務付けの適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録をした者にも行わせることとしております。次のページに入りまして、解体等工事の自主施工者である個人に関しては、一定の場合においては自ら当該調査を行うことができるということとしております。

(4)元請業者から発注者への説明事項ということで、事前調査を行った場合には元請業者が発注者に説明する義務が課されたわけですが、それらについてです。

「技術的事項」に入りますが、改正法に規定されている事項を含め、解体等工事の元請業者から発注者への説明事項について、以下のとおりとするということで、ポツが次のページまで続いております。上の4つが事前調査に関する事項でして、これらは全て共通になっております。5つ目のポツが「届出対象特定工事以外の特定工事」ということで、作業計画の届出を不要とする工事になりますが、それに関しては、4項目になります。

次のページに入りまして、届出対象の特定工事に該当する場合は、今の4項目に加えまして、上から3つ目、4つ目、一番下の3項目を加えて発注者が届出をできるような情報を報告するということとしております。

(5)事前調査に関する記録になります。

事前調査に関する記録に関しては、都道府県等が立入検査をしたときに確認できるようにする必要がありますし、工事の施工の際にもそれらを確認しながら作業を行うということが考えられます。

次にページに入りまして、保存期間については記載の理由から、工事の終了時から3年間とするのが適当というような考えに基づきまして、次の「技術的事項」となります。

事前調査に関する記録は以下の項目について記録し、工事が終了してから3年間保存するものとするということで、以下、項目が並んでおります。一番最後に、元請業者から解体工事の発注者への説明の書面の写しについても、同様に3年間保存するものと記載しております。

15ページの(6)のところになります。

事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置きということで、事前調査し

た結果を現場に置いておきなさいというようなことで規定されておりますが、それについては「基本的考え方」のところになります。都道府県等が解体等工事の現場への立入検査の際に、また、解体等工事に従事する事業者が工事施工の際に、それぞれの解体等工事の現場の状況に応じ、事前調査結果の記録の写しを確認できる状態にしておくことが適当です。方法としては、現場に常に設置する、作業時に持参するなど、様々な備置きの方法が考えられることから、具体的な方法等は指定せず、施行通知等で例示することを考えており、政省令の事項としては挙げておりません。

(7)になります。事前調査結果等の掲示になります。

掲示については、これまで大きさの規定はありませんでした。それを見やすい大きさ規定する必要があるという考えに基づきまして、16ページの「技術的事項」になります。

事前調査結果の掲示と作業方法等の掲示がありますが、両方ともA3用紙以上のサイズを想定しておりまして、そのサイズ以上で掲示するものとするところを追加しております。項目については従前と変わっておりません。作業方法の掲示は改正法にあわせて用語の整理はしておりますが、基本的には同じような項目になっております。

その下になりますが、(8)事前調査結果の報告になります。

次のページに入りまして17ページになりますが、事前調査の結果の報告については改正後の石綿則においても同趣旨の報告制度が創設されております。

石綿障害予防規則の関連告示では以下のとおり規定されているということで、そこに規模要件が並んでいるかと思えます。解体工事のときは80㎡以上云々とありますが、これと整合をとる形でまとめてあります。

次のページに行きまして、あとは中段辺りになりますが、「報告は原則として電子システムを活用して行うものとするべき」ということで、この度、石綿則でも電子システムを活用した報告とすることとしておりますので、同じシステムを活用しましてワンストップかつ簡単な方法で報告できるように電子システムの構築を進める必要があるという考えに基づきまして、下の技術的事項になります。

報告の対象は、建築物を解体する場合は、床面積合計80㎡以上、建築物を改造等する場合は、当該作業の請負金額の合計が100万円以上、19ページですけれども、工作物の解体等の作業に関しても請負金額の合計が100万円以上ということで、石綿障害予防規則との整合を図っております。さらに、一番下のところになりますが、報告は電子システムを通じて行うものとする。ただし、電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うこ

とができると規定しております。

次のページ、20ページに入りまして、3.石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認になります。

(1)として、作業終了時の確認になります。

「基本的考え方」になりますが、事前調査において把握された特定建築材料が作業後に残存していないかを目視で確認することにより判断するものであり、建築物については事前調査を行わせる者であれば、確認ができる。あわせて、石綿障害予防規則で規定されています石綿作業主任者については、石綿を取り扱う作業の方法、ばく露防止の方法などの知識を有することから、これらの者も活用することができるという基本的な考えに基づきまして、「技術的事項」になります。

21ページに入りまして、下のところでは、

「取り残し等の確認」の方法については、目視により「これらの作業が完了したことの確認を特定粉じんに関する知見を有する者に行わせること。」ということで、「特定粉じんに関する知識を有する者」というのは、事前調査を行う者に加え、石綿作業主任者になります。ただし、解体等工事の自主施工者である個人については自ら当該確認を行うことができる。

あとは、「清掃」ということで、この度、きちんと清掃をするということ、単語を入れて規定することとしておりまして、下線を引いたところになりますが、特定建築材料の除去後、上が隔離、下が養生になりますが、解くに当たっては「清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと」ということを追加することとしております。

同じページの中ほどにあります、(2)隔離を解く際の確認になります。

隔離を解く際には、一般大気中への飛散のおそれがないことを確認する必要がある。その確認の方法としては、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用などが考えられます。そのような具体的な確認方法については、施行通知等で明確化すべきであるという考えに基づきまして、次のページ、「技術的事項」になります。

作業基準に、以下の下線部の措置を追加するという、「大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認する」という部分を入れまして、具体的な確認方法は施行通知などで示すことを想定しております。

その下ですが、(3)特定粉じん排出等作業に関する記録ということ、

作業中、作業後の記録になりますが、基本的な考え方としては、他の書類と同様に3年

間保存するのが適当である。次のページに行きまして、あとは自主施工者のうち一般個人については、簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきであるという考え方にに基づきまして、「技術的事項」になります。

「作業後の記録」の欄に関しては、以下の事項について特定工事が終了してから3年間保存する。「作業中の記録」については、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認などを下請事業者などが確認をして記録を取っておくということで、その記録に関しては、次のページに入りまして、「特定工事が終了するまでの間保存すること」ということで、この記録を基に元請業者が最終的な報告書を作るということになります。

25ページの(4)元請業者から発注者への作業の結果の報告になります。

基本的には、報告の内容は特定工事の発注者が、自ら届け出た作業方法に沿って適切に行われたかを確認する必要があるが、細かいところまでは把握する必要はないということ、で、「概要を把握できるものとすべき。」と考えております。

報告の書面の保存は、同じように3年が適当であるという考えに基づき、「技術的事項」の部分になります。

次の事項について、3年間保存するものとするということで、ポツが3つあるうちの2つ目にあるとおり、概要でよいということでまとめてあります。

次のページに行きまして、4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認になります。

「基本的考え方」としては、中段のところになりますが、「現行の作業基準に定める場合に加え、石綿の飛散のおそれ大きい場合等に集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認を行う必要がある。」。あと、下に行って、「また」のところですが、「作業場及び前室の負圧は常に確保されている必要があり、予期せぬ不備が発生していないか、定期的に負圧の状況を確認すべきである。」ということで、具体的には休憩の時、作業を中断した時などに確認するということを想定しています。

その基本的な考えに基づきまして、「技術的事項」になります。作業基準に下線部のところを追加するということになります。

二のところが負圧の確認になります。負圧の確認については、「及び中断時」ということで中断時に負圧の確認をするように追加しております。へが集じん・排気装置の点検になりますが、除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、あとはフィルタ交換の場合、その他必要がある場合に随時、点検を追加して行うようにまとめてあ

ります。

その下、5. 作業基準遵守の強化になります。

直接罰の創設ということですが、めくっていただきまして、29ページの「技術的事項」のところでもまとめて説明させていただきます。

四角の中になりますが、まず「集じん・排気装置」ということで、除去する場合には隔離をし、集じん・排気装置を用いることということで方法が規定されておりますけれども、その集じん・排気装置はどのようなものかということの規定するものです。「日本産業規格 Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。」ということ、現行の作業基準と同じHEPAフィルタを付けたものを用いなさいということでもまとめてあります。

「隔離等に準ずる方法」ということで、隔離に加え、集じん・排気装置を使って除去する場合と準ずる方法ということで、口というのが今の隔離、集じん・排気装置の使用になりますが、それと同等以上の効果を有する方法とするということで、これに関してはグローブバッグなどを想定しておりまして、具体的にはマニュアル等で示したいと考えております。

「被覆・固着」ということで、被覆・固着という方法がありましたけど、それを今回明確にする。被覆・固着とは何ぞやということになりますが、囲い込み、または封じ込めということでもまとめてあります。ただし書以降になりますが、レベル1の吹付け石綿の囲い込み・封じ込め、レベル2の耐火被覆材などの囲い込みについては隔離し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用するものとするということで、ここにまとめてありますが、これに関しては石綿障害予防規則と整合を取るような形でまとめてあります。

あと、下のところの「囲い込み・封じ込めに係る作業基準」に関しては、「かき落とし、切断又は破碎の方法で除去する作業に係る作業基準を遵守すること。」ということ、この基準を遵守しない場合には直接罰の対象となることを明確にしております。

一番下のところが、特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明になりますが、次のページに入りまして、「基本的考え方」については、下請負人が対象建築物のどこに石綿含有建材が使われているか認識した上で、適切な作業が行われるように、元請業者から必要な情報が説明される必要があるということ、その基本的な考えに基づき、「技術的事項」のところになります。下請負人への説明事項は、以下の4点ということでもまとめてあります。

6. 報告徴収及び立入検査になりますが、改正法においては、報告徴収の対象者として、

下請負人が追加されております。さらに、立入検査先として解体工事の元請業者、自主施工者、若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場が追加されておりますので、それに基づいて立入検査の詳細についてまとめたのが下の欄になります。ここについては省略させていただきたいと思っております。

以上が資料1になります。

その他、参考資料5と9になります。

参考資料5が、「石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の飛散性」ということで、これまでの実験結果などと、最終的な技術的な方法の根本となるバックデータになりますが、そのデータをまとめたものになります。

参考資料9に関しましては、事前調査の報告書のイメージになっております。事前調査に関しては基本的には電子システムで報告することになりますが、電子報告ができない場合には、このような項目で、紙で報告することも可能としておりますので、そのイメージとして示したものです。こういう項目だということを確認をいただければと思っております。

以上になります。

【大塚座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思っております。多岐にわたっておりますので、大きなテーマごとに分けて進めていきたいと思っております。

まず、1の特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止、それから2. 事前調査結果の信頼性の確保。この2点について、まず、ご意見、ご質問を伺いたいと思っております。名札を立てていただければありがたく存じます。

盛田委員、お願いします。

【盛田委員】 盛田です。

何点かお願いみたいなものと、それから、ご意見というところでお話をさせていただきます。

まず、1番につきまして、2ページの石綿含有成形板等の定義について、最終的に通知等で明確化していただきたいと考えていまして、この辺についてはどのようにお考えなのかと。

【大塚座長】 一つ一つ、答えていただいでよろしいですかね。お願いします。

【石山大気環境課長補佐】 ただいまの質問ですが、2ページ目には4つ、項目として起こしておりますけれども、実際、政省令でまとめるときには、どのようにまとめるかという規

定の仕方、それを今、検討しているところです。その表現によっては、もうちょっと分かりやすい表現になるかと思いますので、まず、表現を検討しております。

また、それでも不足するようであれば、施行通知等で補足することも考えておりました、可能な限り分かりやすい形にはさせていただこうと考えております。

【盛田委員】 どうもありがとうございます。

【大塚座長】 よろしく申し上げます。

どうぞ、続けてください。

【盛田委員】 引き続きまして、5ページの作業基準の基本的考え方が、この今の記載のままだと、養生とかは示されているのですが、実際の解体の現場になりますと、例えば民家が近いとか、もろもろで外周養生をした方がいいというケースは、実際我々もありまして、今のままだと、外周養生について特に記載がされていないので、そういった周辺状況によっては外周養生等をした方がいいみたいなものを追記していただけると助かるなというところがあります。

【大塚座長】 じゃあ、お願いします。

【石山大気環境課長補佐】 ただいまの質問ですが、5ページをご覧いただきたいのですが、上から7行目の右「また」以降で「事業者が自ら簡易な養生等の措置をすることも効果的である。」ということで、事前に説明させていただいたときにご指摘いただいたので、ここの部分を追加しております。

【盛田委員】 ここで読むような感じという……。

【石山大気環境課長補佐】 これというのは基本的な考えの部分になりますので、具体的な措置については、マニュアルなどで示すことも想定しております。

【盛田委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【大塚座長】 どうもありがとうございます。

では、外山委員、お願いします。

【外山委員】 まず質問ですけれども、参考資料3ですけれども、これらの測定結果を基にして、今回の政省令の改正というところの根拠になっているかなと思うのですけれども、「総繊維数濃度」と「石綿繊維数濃度」とありますけれども、石綿繊維数濃度というのはどうやって測ったものなのか、電子顕微鏡なのか、それとも位相差偏光を使っているのかという辺りをお分かりでしたら、教えてください。

【大塚座長】 参考資料のどれになりますか。

【外山委員】 参考資料5です。

【大塚座長】 5ですね。お願いします。

【事務局（小西）】 そうしたら、事務局からお答えさせていただきます。

ちょっと古い結果も混ざっていますので、電子顕微鏡では基本的には確認をしていないと。古い結果につきましては、分散染色でおそらくやっているのではないかなと思います。

【外山委員】 分散染色というのは、圧倒的に過小評価するというのが、もういろいろな学会で指摘されているので、これで石綿繊維数濃度というのは問題があるかなと思いますね。

【事務局（小西）】 実験した当時が平成11年とか12年とか、それくらいの時期の結果を含んでいるので、当時は分散染色でやっていたというような結果も含んでいるということになるかと思います。

【外山委員】 私も実際に、いろいろな場所でこういう破砕だとかの測定を現場でもやってきましたけれども、そういった結果もあるので、これだけの結果で結論というか、何かしら導くというのは相当無理があるのかなというふうに思います。

それで、それと関連して、それによって資料1の6ページですけれども、けい酸カルシウム板第1種に関しては養生をするということと、それから仕上塗材に関しても電動工具等を使う場合には養生をするということ。これはいいと思うのですけれども、負圧管理までは要しないというところがやはり問題で、養生というのは負圧とセットだと思うんです。つまり、養生をして、中は何もしないで作業をしてしまうと、養生は密閉されているわけですから、中の石綿濃度はどんどん上がっていくわけで、そういう状況で、中で作業者が作業をするということ自体が、安全性がどうなのかというところがあって、業界の関係者に聞くと、負圧と養生はセットだよねという話をよくされるので、負圧管理が必要ないというのは、ちょっと疑問かなというふうに思います。

取りあえず以上です。

【大塚座長】 ご意見なのですけれども、いかがでしょうか。事務局でも環境省でも。

【事務局（小西）】 先ほど私からお答えしたのですけれども、ちょっとすみません。私のほうで勘違いをしておりました。参考資料5の1ページ目の湿潤化あり、なしのグラフ、これについては古いものが入っているので、おそらく、ただ、グラフとしては総繊維のグラフなので、データ上は載っていないのですけれども、分散染色でやった時代のものもあ

るのですけれども、2ページ目以降の実際の現場、こちらについては電子顕微鏡で確認をしていると思っていただいてよろしいかと思えます。失礼いたしました。

【本橋委員】 ちょっといいですか。今のことなのですが、ここに出ています表4ですね。これは私どもがというか、実際に分析したのは（繊維状物質研究協会の）小西さんなのですけれども、我々のやったプロジェクトなんです。建築研究所と仕上材工業会がやったこのプロジェクトの詳細は、多分、環境管理センターは何も知らないで、ここの説明をされていると思えます。総繊維は位相差顕微鏡です。石綿繊維は電子顕微鏡でも調べましたけど、分散染色法です。いろいろ議論があるのは知っていますが、外山さんの今言った「もう今となっては、分散染色は」というのは、まだ議論のあるところだと思いますけど、どういうふうな根拠でそれを言うわけですか。

【外山委員】 分散染色は過小評価するというのは、ちょっと何年だか忘れただけでも、2006、7年くらいの労働衛生工学会の中で、なんでだということが問題になって、その中で議論されていて、よく分からないということに、今はなっています。

【本橋委員】 いや、でも、ほかのところでは、そうではなくて大体同じだったというのも結構あるんですよ。分散染色が一方向的に悪いというのが、コンセンサスを得ているとは思いません。やるところによって随分違いますから。偏光顕微鏡主体でやっている人もいますし、そうでない人もいますから、そのところはそういうふうに分散染色法ではダメだというコンセンサスを得ているというふうに委員会で言われて、みんなが納得したというのは、環境省に分析の専門家に広く意見を聞いてもらった方がいいと思うのですが、私は、それはちょっと、認めない方がいいと思えます。

【外山委員】 じゃあ、私の意見ということで結構です。

【本橋委員】 それならいいです。

【大塚座長】 ちょっと技術的なところで、何が適切かというのは非常に重要な問題だと思いますけど、環境省か事務局は何かおっしゃっていただくことはございますか。

【石山大気環境課長補佐】 先ほど、外山委員からいただいた負圧管理までは要しないの部分ですが、実際、飛散性の状況を見てそのように判断しております。環境省としては、養生することによって外に飛ばないということで、このように規定はしております。先ほど従業員の方とか作業員の方という話がありましたけども、石綿障害予防規則でも同じような規定をしております、そちらでも同様に判断されているのかとは思っております。

【外山委員】 二つ問題があって、中の濃度が、当然養生がないよりも上がってくるとい

うところがあるのと、あとは養生を解く際に中に粉じんがたまっていれば、それは当然飛散するということになります。清掃したからといって、中の濃度がきちんと下がっているかどうかというのは確認しないと分からないわけで、そういったことをきちんとしないと、養生を解いたときに外部に飛散してしまうというおそれもあるのかなと思います。

【大塚座長】 環境省さん、いかがでしょう。

【石山大気環境課長補佐】 基本的には薬液の湿潤化によって飛ばないようにするということが前提でして、その上でも養生するという事になっているので、作業場内に関してはそれほど飛散はないものと考えております。

掃除に関しては当然ながら、この度、きちんと清掃その他特定粉じんの処理を行うことということで、養生を解く前ということでもタイミングも規定しております、それによって対応できるものと考えております。

【外山委員】 可能でしたら、マニュアル等に負圧管理が望ましいくらいのことは入れておいた方がいいのかなと思います。マニュアル等で結構です。

【石山大気環境課長補佐】 ありがとうございます。検討はさせていただきたいと思えます。貴重なご意見、ありがとうございます。

【大塚座長】 ご指摘ありがとうございます。

では、笠井委員、さっきから挙がっているのです。笠井委員、どうぞ。

【笠井委員】 日建連の笠井です。ご説明、ありがとうございました。

幾つかあるので、一つずつでよろしいでしょうか。

3ページの作業計画のところ、作業計画を作ることは理解していますが、届出事項と同一のものとなると、今回の改正では、規制の範囲が相当広がっていますので、様々な方がこれを作らないといけなくなりますが、そうすると、今までも作業計画を作ってきて、手慣れた人たちはいいと思うのですけれども、これから始める方には、相当ハードルが高くなると思いますので、作業計画作成の実効性を高めるためにも、作業計画書のひな形のようなものを作成し、例えば幾つか項目から選ぶだけにするような簡易なものを準備するなどしておかないと、なかなか作業計画書の作成の実効性が上がらないのではないかと思います。是非ご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【大塚座長】 お願いします。

【石山大気環境課長補佐】 実際、項目はここで示させていただいておりますけれども、ご意見のとおり、様式などがあれば一番いいのかなとは思っております。それに関しては、

業界団体の方もいらっしゃるので、業界団体で作っていただくというのも一つ考えられますし、その辺を調整しながら、マニュアルで規定するかも含めて、業界で対応するか、マニュアルで対応するか、検討させていただきたいと思います。

【大塚座長】 どうもご指摘ありがとうございました。

続けてお願いします。

【笠井委員】 続きまして、5ページ、6ページの作業基準のところなのですが、基本的には、大気汚染防止法特有のものを除けば、石綿障害予防規則とは整合性を取れているということが前提と考えていますが、それでよろしいでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 整合を取っております。

【笠井委員】 ①の石綿含有成形板等のところで、まず、イでは、ここに書かれてある取り方（撤去）さえすれば、湿潤化も養生も不要ということによいのか、ロの場合は湿潤化をして撤去するの必要があり、ハの場合は、けい酸カルシウム板第1種のことであり、これもイの方法で撤去する場合は、湿潤化は不要という理解によいのか確認です。また、ニの最後、養生を解く前の清掃とありますが、清掃には、ほうきで掃くことも清掃といえるので、清掃の方法についてはきっちりとマニュアル等に示しておいた方がよいと思います。

まず、①はそういうことによいのかの確認です。

【石山大気環境課長補佐】 前段の話ですけれども、そのとおりということです。そのまま取り外す場合は、飛散しないということで、湿潤化も要らないということ想定しております。

清掃の方法に関しては、やはり、ご指摘のとおりだと思いますので、マニュアル等で示しできたらと考えております。

【大塚座長】 では、次、お願いします。

【笠井委員】 ありがとうございます。

次に、②の石綿含有仕上塗材につきまして、イにある除去をするときの湿潤化について、「薬液等により湿潤化すること」とあるのは、剥離剤をイメージされているのでしょうか、また、イには、「口を除く」とあり、そのロの場合は、どのような電動工具を用いてもよいということでしょうか。局所集じん装置付きの工具でなければならないとなると全然話は変わってくると思いますが、これについても養生をして湿潤化するということがよろしいのでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 まず、湿潤化についてですけれども、塗材の方は当然ながら剥

離剤を含めております。剥離剤ではがせるのが一番いいかと思えますけども、剥離剤を使えないような場合に関しては、その他の湿潤できる方法があれば、その方法を使っていたきたいと思えますけども、本当に湿潤な状態に保つことができないような場合には、先ほどの「これと同等以上の効果を有するもの」ということで、集じん・排気装置付きのグラインダーとか、そのようなものを使っていた方がいいのかなと思っております。

【笠井委員】 その辺のことは、マニュアル等に、ある程度具体的な記述をする予定にはなっていますでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 マニュアルで記述をしたいと思いますし……。

【栗村大気環境課主査】 すみません、後段のご質問で電気グラインダーの記述でございます。実験上はディスクグラインダーですとか、ディスクサンダーのような、そういう削り取るようなものですと、やはり飛散性が大きくなるような結果が出ておりますので、そういったものを施行通知等でお示しするようなことを考えております。そのような場合には、先ほど申しました剥離剤等の薬液による湿潤化というものに加えまして、養生というものを義務付けるということを考えております。

【笠井委員】 先ほど、外山委員からもありましたが、養生にもいろいろな方法がありますが、ただ単にカーテンをつるすような隙間のできる養生は、養生とは言えないと思いますので、養生の方法・仕様についてもきっちりと示していただきたい。

次に、ハに、「作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理」という書き方がありますが、これは清掃だけを意味するものではなくて、何かそれ以外のことも想定されていますでしょうか。

【栗村大気環境課主査】 基本的に清掃のようなものと、イメージしているのは集じん・排気装置で石綿を吸引するような措置とか、そういったものを考えておりまして、もう少し具体的には施行通知なりマニュアルで示すことを考えております。

すみません、追加で。一部、廃棄物としての梱包とか、そういった作業も含めているということでございます。

【笠井委員】 廃棄物の処理も含んだ表現であれば分かりました。

それから、11ページの「事前調査をする者」に関しまして、戸建ての調査者は戸建てに限るということよろしいのですよね。

それから、建築物石綿含有調査者には「特定」と「一般」という呼び名がありますが、これについては依然として、特定も一般も同じ扱いになっていますので、この2種類の調

査者の違いについて今後どうするかということも検討していただきたいと思います。今後の検討の予定のようなものがあればお教えいただきたいなと思います。

【大塚座長】　　お願いします。

【石山大気環境課長補佐】　ご指摘の件ですが、実際、事前調査においては特定と一般の違いはないということです。そこには違いはないのですが、ただ、基本的な考え方のところ、10ページにまとめさせていただいているのですが、下から5行目辺りからですけれども、「講習登録規程に基づく建築物全般に係る講習を修了した特定石綿含有建材調査者及び一般石綿含有建材調査者については、いずれの建築物についても調査できることとするが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材が多様な一定規模以上の建築物については、特定石綿含有建材調査者又は一定の実施経験を積んだ一般石綿含有建材調査者によることを推奨すべきである。」ということで、ここでは書かせていただいております。あとは三省共管の制度でして、三省でこの辺をどのように活用していくかとか、検討していきたいと思っております。

【笠井委員】　　ありがとうございます。

今はとにかく調査者の人数を増やさないといけないということはよく理解していますが、やはり今ご説明にありましたように、建物が複雑であったりとか、規模が大きくなると、なかなか調査するのも難しくなりますので、やはり調査者のレベルといいますか、技能を一定レベル以上であることを必ず担保されないといけないと思いますので、そういう区別を今後は明確にしていきたいと思います。

それから、14ページの元請業者による事前調査に関する記録と書面の保存につきまして、これはあくまでも元請業者及び自主施工者に保存義務を課すということで、発注者側は特に保存義務はないという理解でよろしいでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】　はい、そのとおりです。義務が完全にないかというのは、当然ながら発注者の責務として残しているのは望ましいと思いますが、法令上の規定としては元請業者に規定しているということになります。

【笠井委員】　　今後、おそらく行政側の立入検査権限の拡大がされ、発注者側にも立入検査を行うというようなことになると、記録の保存義務がないところに立入検査をした時に、発注者側から「法律では規定されていないので、記録は保存していません。」と言われた時に、それで大丈夫なのかというのは、気になる場所ですので、質問しました。

それから16ページ。看板の大きさが書いてありましたけれども、その前段に16ペ

ージの〈基本的考え方〉の一番最後の行に「作業方法等の揭示事項については改正法に合わせて用語の整備を行う。」と書かれてあり、囲みの中の揭示事項には、「いずれも現行の規則に規定」と書いてありますが、これは、現行の規則にさらにこれ以上追加をしようとか、あるいは、さらに整理をしようとかという意図があると考えてよろしいのでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 ちょっとすみません、調べさせていただきます。後ほど、回答させていただきます。

【笠井委員】 分かりました。この通りということであればそれで結構ですけれども、ご確認ください。ありがとうございます。前半は以上です。

【大塚座長】 どうも具体的なお指摘、ありがとうございます。

では、盛田委員、お願いします。

【盛田委員】 2点ほどありまして、例えば12ページ、2番の(4)の元請業者から発注者への説明期日の明示ですとか、それから事前調査結果の報告とかをすることになっているのですが、特に事前調査結果の報告期日については、これを基にして、我々自治体は実際に現場の立入検査を行うということになりますので、この期日がはっきりしていないと、我々はなかなか厳しいところがあります。その他にも発注者への作業の結果の報告ですとか、幾つか報告をすることを義務づけられているのですけれども、その辺について期日をどのように考えていかれるのかということ、今一度確認したいというのが1点です。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 事前調査の報告についてですが、法律で遅滞なく報告することということで規定されています。そのため、「遅滞なく」という言葉からしますと、時間的な、物理的な、合理的な理由がない場合には理由にならないので、結果が出たらすぐ報告するような、そういう意味合いで使わせていただいております。そのため、少なくとも作業開始の前までには、報告はなされるものとは思っております。その間が短くなることはあり得るかと思っておりますけれども、調査してからすぐに工事をやるとか、そういうことは考えられるかと思っておりますけれども、法律上は遅滞なく報告することと規定しておりまして、今のところ、それ以上、何日以内とか、そういうことは考えておらないというところです。

【盛田委員】 実際、ここは重要なところになりますので、例えば、その辺を法律上にはそう記載してあるけど、これは基本的にこのように考えますよということがはっきり明記されていれば、自治体が行う現場の立入検査に必要なので、ぜひ、何か工夫をしていただき

たいなというところがあります。

【大塚座長】 すみません。今の点は、例えば何日以内にとか、そういうことをお考えですか。

【盛田委員】 それは理想なのですが、なかなかそれが記載できないというお話でしたので、例えば、施行通知なりマニュアルとかで、基本的にこういう解釈なんだよということをお示しいただかないと、結局、曖昧な表現としてしか我々も言えないので、それはちょっと厳しいなと。我々、実際として運用する側としてはかなり厳しくなるなというところですよ。

【大塚座長】 分かりました。では、次、お願いします。

【盛田委員】 あと、事前調査結果報告書のイメージについてなんですけども、これは本当に全国自治体でこれを使っていくことで、共通のフォーマットになっていくことが非常に重要なことというふうに考えているのですが、仕上塗材が建築材料の種類に入っていない点と、あと、それから建材の使用面積とか、任意で入力できるような形にしてもらえると助かるなとか、この辺が我々が今後運用していく上で、現場の立入検査に必要な情報が書いてあって、さらに、例えばエクセル等で排出できるような工夫があると、とても我々もそれに基づいて立入検査ですとか、当然我々もさらに詳細を管理していくことになるので、そのようなことをしていただきたいという希望というか、お願いします。

【大塚座長】 よろしいですか。

【石山大気環境課長補佐】 1点目の仕上塗材についても項目に入れてほしいというような要望だったかと思えますけども、それに関してはご意見をいただいたことを踏まえまして、同じく報告制度を設けております厚生労働省と調整、相談していきたいと思っております。

あと、独自の項目を入れたいとか、そういう要望に関しては、引き続き、今、電子システムの整備を進めておりまして、任意の項目、入れられる項目を加えるとか、そういうことを今検討していきたいと思っております。

【盛田委員】 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

【大塚座長】 では、出野委員。お願いします。

【出野委員】 全解工連の出野でございます。

大分議論も数年にわたって煮詰まっておりますので、総体的といいますか、全体的には別には反対するようなところはございません。基本的には賛成するところばかりなのです。

けども、2点だけ確認と1点、お願いをしておきたいと思います。

まず、10ページですけども、「一戸建て」というのがよく出てくるのですけども、これはこの検討会だけで議論する話じゃないと思いますけども、この一戸建ての定義を、建築基準法とか、そういう関連があるのでしょうかけれども、きちんとしていただきたいという願いが1点です。

例えば、本当の純粹の戸建て住宅で店舗兼住宅、ちょっと店舗がくっついていると、もう駄目とか、あるいは農家で土間があると、もう駄目だとか、そういう議論も実際ありますので、そこら辺りの定義をきちんと定めていただければというふうに思います。

もう1点が11ページですけど、11ページの一番下に、これも細かい話ですけども、ただし書のところです。「解体等工事の自主施工者である個人」と、わざわざ「個人」と書いていますけども、自主施工者には個人と法人、二通りありますけども、ここに「個人」と書いてあることは、これはこだわって書いているわけですね。後ろの方には自主施工者だけしか出てこないのですけども、そういう場合には個人と法人両方含めると、こういう理解でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

【大塚座長】 よろしいですかね。今のは、いいということよろしいのですか。

【石山大気環境課長補佐】 前段の一戸建ての定義なのですけども、講習規程にもその辺は書いておまして、規程の部分、明確にすぐに出ないのですけれども、マニュアル等で丁寧に説明したいと考えております。

あとは、「自主施工者である個人」という表現をしているものに関しては、業としている者を除きたいという、そういう思いで書いております。そのため、本当の自主施工者で、個人で、日曜大工でやっているとか、そういうレベルを想定して、「自主施工者である個人」という表現をしており、区別しております。

【大塚座長】 だから法人とか、そういう話では多分ないので、業としてやっていないと個人という、そういう新しいことをお考えになっているということだと思います。

【出野委員】 ちょっとあまのじゃくで変に曲解をして申し訳ないのですけども、例えば農家で土間があって、そこで農作業をする。そうすると、これは作業場だから、これは一戸建て住宅ではない。こういう解釈も聞いておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

最後に1点、お願いですけれども、もちろん石綿障害予防規則とそろえた形で整備していただいていると思いますけれども、こんなことを申し上げると、「おまえ、自分でや

れ」と言われそうなんですけども、石綿障害予防規則と、それから大気汚染防止法の対照表といいますか、規程の対照表、これをぜひ環境省なり厚生労働省の方で作っていただければありがたいなという感じがしておりますけれども、いかがでございましょうか。

【大塚座長】　いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】　それは一つのこと、石綿障害予防規則ではどう規定されていて、大気汚染防止法ではこう規定されているというようなものでしょうか。

【出野委員】　縦軸が環境省、厚生労働省で、横軸が各項目で、それぞれどういう差異があるのか、あるいは全く同じなのかなんていうのが一覧表で、ぱっと見えるようにしていただければ、ありがたいなと。これは個人的な意見ですけども。

【石山大気環境課長補佐】　希望に沿えられるようなものは、まだ全然想定していなかったんですけども。一つ言えることは、建築物の解体等マニュアルが大気汚染防止法だとありますけども、それと同じようなマニュアルが厚生労働省の方にもありまして、そのマニュアルに関しては共通のものを作るように、今、検討をしております、作業基準とか、そのような部分に関しては比較できるような、そういうものにはなるかなと思っております。しかしながら、先ほどの法文の対照表のようなものは考えておりませんでしたので、必要に応じて作成するようなことを検討していきたいと考えております。

【出野委員】　我々でも理解できるようなものをぜひ、分かりやすいやつを一つお願いしたいと思います。以上です。

【大塚座長】　必要に応じてですが、多分、関係者としては、そういうのがあったら、とてもありがたいのだろうと思います。

では、笠井委員、お願いします。

【笠井委員】　1点、先ほど事前調査結果の報告について電子化という中で、任意の項目を書き入れるようにしたいという話がありましたが、届出をする立場の側から言いますと、これはあくまでも簡易届けという位置づけですので、できるだけ簡易にさせていただいて、もちろん自治体側にも、いろいろ事情はあるとは思いますが、できるだけ負荷のかからないように、追加の記載ができるようにはしてほしいなというのがお願いです。それから、11ページの「一定の知見を有する」、いわゆる建築物石綿含有建材調査者が調査する者であるという規定の中で、11ページの技術的事項の囲みの中に、ただし書があり「平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体工事に該当することが明らかな場合を除く。」と記載されていますが、これは、このことを調べることは、別に規定される

調査者でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 今、2点、頂きました。前半の部分に関しては、行政側からのご意見と、業者の団体としての意見というのが双方あると思いますので、その辺を勘案した中で、また、システム整備に活かしていきたいと考えております。

2点目に関しては、そのとおりで、明らかに分かればということで、その辺に関しては一定の知見を有する者でなくてもよいということです。

【大塚座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

寺園委員、お願いします。

【寺園委員】 ありがとうございます。

私から少し細かいところで恐縮ですけれども、資料1の10ページのところで、調査者について今までご議論いただいていたところと関連しますが、「基本的考え方」のところで、一戸建て等の調査者が加わったということが書かれています。十分理解できていないところで恐縮なのですが、石綿障害予防規則側での議論から来たということですが、一戸建ての定義という問題も指摘されましたけれども、「共同住宅の住戸」という書き方になっているところが「(一戸建て)等」にまとめられています。共同住宅ということになると、大分広いマンションとかも含まれてしまいますので、そこがどういう定義で、この「等」に含まれるのかというのが、石綿障害予防規則で定義されるのか、大気汚染防止法で定義されるのか、マニュアルなのかどのレベルになるのか分からないのですけれども、明確にさせていただきたいなというふうに思いますというのが1点です。

関連しまして、10ページの下のほうで特定と一般の調査者が書かれていますけれども、「特定石綿含有建材調査者」と一般というふうになっていて、これは多分私の理解では「建築物」が入って、「特定建築物石綿含有建材調査者」なのかなと思っているのですが、私の知らないところでいろんなものが変わっていたりするかもしれません。なかなかちょっと分かりにくく複雑になっていますので、特定と一般と一戸建てというのが正確にはこういう対象で、こういう人たちで、どういうものを対象にしているかというところの整理をお願いします。あと、特定の人たちが現在何人で、将来的にどれくらいの規模が必要になるので、それをどういうロードマップをもって増やしていく。今は、仮にこういう調査者の人に、こういう部分をやらせてもらっているけれども、それは大体何年くらいでこうなっていくみたいな、そういったスケジュール感も持って、ご提示いただけたらなというふ

うに思いました。

以上です。

【大塚座長】 どうも貴重なご意見、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【江口大気環境課主査】 1点目ですけども、一戸建て等の定義については、厚生労働省・国土交通省・環境省が3省で出した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する告示」の中で、一戸建て住宅と共同住宅の住戸の占有部分を指すというふうに定義しております。また、共同住宅のベランダとか廊下とかの共有部分、こういったところは一戸建て等には含まれてないというふうにしております。

【寺園委員】 そういうことですか。じゃあ、この「等」というのは、共有住宅全体を含んでいるわけではないという意味ですか。

【江口大気環境課主査】 そうです。全体というわけではなく、一部の部分は除いております。

【寺園委員】 分かりました。じゃあ、分かりやすく、またお示していただければと。

【大塚座長】 ちょっと分かりにくいかもしれませんね、確かに。

2つ目の方はいかがでしょうか。調査者に関しての、これは特定建築物じゃないかということもおっしゃっていましたが、ここはどうなのですかね。

【栗村大気環境課主査】 すみません。表現自体はご指摘のとおりです。「特定」の後に「建築物」と入りますので、そこは修正させていただきたいと思っております。

【大塚座長】 あと、定義を出してほしいとか、ロードマップを作してほしいという話なのですが、その辺はいかがでしょうか。

【栗村大気環境課主査】 環境省、厚生労働省、国土交通省で取り組んでいるものとしましては、まずは調査者の数を増やすということを目標にやっております。その中の一つとして、今般大気汚染防止法においてレベル3の建材が追加されたということも踏まえまして、一戸建て住宅にはレベル3とか、使われるものと使われない石綿含有建材がはっきりしているものもあるということで、こういった新たな規定を設けまして、調査者の育成を促進しようというようなところでございます。

ロードマップといいますか、講習の機関を増やすようなところも考えておりますので、講習の数を増やしていき、3年で30、40万人というところの目標を立ててやっておりますので、そういったところを見据えながら、講師の方を増やすなり、こういった講習の規程の制度を周知していきなりして、講習を促していきたいというふうに考えております。

【大塚座長】 特定が何人で、一般が何人とかというところまではあまりお考えになっていないということなのですかね。

【栗村大気環境課主査】 一義的には、やはり法令上は特定、一般にかかわらず、まず、この調査者に調査をしていただくと。その中で、先ほど申し上げましたけれども、構造が複雑なようなところですか、一定の経験を積んだ方にやっていただくことが望ましいようなところについては、そういった方に調査をしていただくというところを促していくというところはありますけれども、全体としては、まずは特定も一般も一戸建ても含めて、全体の調査者の数を増やしていくという目標でやっております。

【大塚座長】 寺園委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【寺園委員】 レベル3の対応のために、数を増やしていただいたというところは理解できますし、一戸建ての対応というところも理解するのですが、初期に講習を済ませました特定の方々が、せっかくスキルがありながら生かせない形というのは、もったいないですし、よろしくないと思いますので、そのレベル1、2というのが、今後こんな感じで、そこには、何人くらい充てられるかしれないと。レベル3については、こんな感じではないかということで、もともと関係団体もレベル分けした見通しというのを要求してきたと思うのですが、そういったこともご検討いただきたいなというふうに思って発言させていただきました。

【大塚座長】 よろしいですかね。じゃあ、それはご意見として、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

では、すみません。後ろの方が、あまり時間がなくなっているのですが、3の石綿含有建材の除去等作業が適切に行われることの確認、それから4の特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認、5. 作業基準遵守の強化、6. 報告徴収及び立入検査、これらにつきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。札を立てていただければと思います。

では、盛田委員、お願いします。

【盛田委員】 今回、直接罰を定められているのですが、これは実際にどういったもので直罰をかけるかというような、何か例示みたいなものは、何か考えられているのでしょうか。

【大塚座長】 お願いします。

【石山大気環境課長補佐】 ご指摘の直接罰に関しては、今回の法改正により新たに設け

る規定です。そのため、事例としてはまだ把握しておらず、示すのは困難なのですけれども、やはり直接罰を運用するという考え方、適用する考え方については、施行通知などで周知してまいりたいと考えております。

【盛田委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

あと、先ほどの計画と同じようなパターンになりまして、今回、立入検査時のいろいろとチェックするポイントがあるのですけれども、自治体が立入検査をする際に多分、全国一律で同じようなところを見るようになると思うので、ぜひ、そのようなチェックリストを作っていただくと、全国的にも助かるのではないかなというところで、これはお願いというところです。

以上です。

【大塚座長】 どうでしょうね。

【石山大気環境課長補佐】 基本的には自治事務ということもありまして、一律ではなくても、それはいいことにはなっております。ですけれども、気持ちは察しまして、やはり立入検査マニュアルの作成の手引の中で示すことを考えておりまして、最低限の基準を満たすような、そういうものを作成したいと思っております。

【盛田委員】 どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【大塚座長】 では、笠井委員、お願いします。

【笠井委員】 日建連の笠井です。

今、直接罰の話が出ましたので、27ページの直接罰につきまして、例えば、「囲い込み」とか「封じ込め」に対して直接罰の対象になるとありますが、これは環境省の方できっちりとした「囲い込み」「封じ込め」の定義や、あるいはそれらの方法、さらには「封じ込め」に使う薬液の認定など、そういうことをきっちりと定められた上での罰則ということになるのでしょうか。直接罰の規制ということになると、そういうことを決めておかないと、何に対して直接罰が適用されるのかが分からなく、あまりよろしくないのではないかという気がしています。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 薬液の認定に関しては、国土交通省が行っているということです。ですので、そのものを使うというようなことになるかと思えます。

あとは、ここであるのは、直接罰の方は、隔離と集じん・排気装置の部分で措置を取らない場合に、直接罰の対象となるということで、薬液の部分に関しては項目としては入っ

ていないというところです。

【笠井委員】 ありがとうございます。

今、おっしゃったとおりで、国土交通省は告示で封じ込めと囲い込みについては方法も書いてあるし、薬剤の認定もされているので、それに倣うというのであれば、それをきちんと書いておいていただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、30ページの下請負人への説明というところですが、ここで言う下請負人というのは、特定工事の下請負人という広い意味を指すのであれば、石綿除去の会社以外も含まれてしまうと思いますが、ここでいう下請負人というのは、あくまでも石綿除去の工事をする専門工事会社に対してという理解でよろしいのでしょうか。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 実際、石綿除去作業をする時に、計画書とか体制図とかを作りますけれども、そのような時に、今回の届出の工事などに入っている業者全てということで、その中には責任の所在とかも明確になっているかと思えますので、その特定工事に入っている会社ということでご認識いただければと思います。

【笠井委員】 特定工事の定義は、石綿除去のある解体等工事と認識していますが、そうすると、石綿除去とは関係のない専門工事会社も入ってくると理解もできなくはないので、そのところをはっきりさせておきたいというのが確認の趣旨です。

【石山大気環境課長補佐】 そうですね。実際の計画の中にその業者が入っているかどうかということにはなると思うのですが、当然ながら関係ない、除去した後の工事に携わる人とか、そういう人も出てくると思うのですが、そういう者は基本的には外すと考えております。

【大塚座長】 今の点は、どこかで明らかにしていただけるのですか。通知とか何かで明らかになるのでしょうか。下請負人の定義規定みたいなものは、あまり必要だとは必ずしも思っていなかったところもあるのかもしれませんが。

【石山大気環境課長補佐】 現場の運用としては、そのような運用をされておりますけれども、やはり法律とか施行通知とかで必要と判断した場合には、その辺の定義など示していきたいと考えております。

【大塚座長】 お願いします。今までは「受注者」という言葉だったので、新しく出てきた言葉なので、よろしくお願いします。

【石山大気環境課長補佐】 検討させていただきます。

【大塚座長】 外山委員、お願いします。

【外山委員】 2点あるのですが、一つ目、21ページ、「取り残し等の確認」で、「粉じんに関する知識を有する者」ということで、調査者、あるいはアスベスト診断士と、あと石綿作業主任者が挙げられているのですが、調査者も含めて、取り残しの確認の技能というのは基本的に持っていないですね、作業主任者の方もね。なので、何かしら講習会なりをしないと、これはマニュアルで示すというだけでは、やっぱり不十分だと思いますので、一番いいのは作業主任者の講習の中に、この時間をちゃんと1時間なり入れてあげるといようなことをしないといけないのかなというふうに思います。

それから、もう1点目ですけれども、27ページです。負圧の管理。これは以前にも私、意見として挙げておいたのですが、「開始前及び中断時に負圧が保たれていることを確認」ということなのですが、これはいいのですが、通常の除去をやっている業者さんは負圧差圧計というのもちょうと持っていて、それで常時監視をやっていますし、大体常識じゃないのかなと思うんですね。つまり、異常が起きるのはこういう時だけじゃなくて、粉じんというのはだんだんたまって行って詰まってしまうということですから、やっぱり常時監視が必要なのではないのかなというふうに思います。

以上2点です。

【大塚座長】 お願いします。

【石山大気環境課長補佐】 1点目に関しては、資料記載のとおり、作業主任者は石綿を取り扱う作業の方法、ばく露防止の方法等の知識を有することから、確認可能と考えております。なお、作業主任者の講習の所管が厚生労働省になっていまして、その辺、厚生労働省にはご意見があったということはお伝えしたいと思います。

2点目については、常時監視というのはメーターをつけて、常に測っているような現場もあるかと思いますが、それをつけているがゆえに、大丈夫だということで確認しないことも想定されるので、常時監視しているのを定期的を確認するという意味でも、作業中断時には常時監視もきちんと働いているとか、そういう確認も含めて、負圧が保たれていることを確認するという趣旨で、今回、中断時ということで入れております。そのため、必ず常時監視をなささいということは考えていないというところです。

【大塚座長】 よろしいですかね。

他にはいかがでしょうか。

では、笠井委員、お願いします。

【笠井委員】今回、規制の対象が拡大されたことを受け、大気汚染防止法では届出が発注者の義務になっていることを考えると、またレベル3まで規制が拡大され、戸建て住宅も規制対象に入ってきますので、戸建ての所有者も含めて、発注者への石綿の知識や認識の周知とか啓発とか、あるいは普及とかということを実行していかないといけないと思いますが、今後何かご計画なり、方針なりをお持ちでしたらお教えいただきたいと思っています。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 石綿に関する周知という趣旨でしょうか。

今回は法改正もあったということで、都道府県の担当者向けの説明会とか、あとは業者向けの説明会とか、そのようなものは毎年開催していますけども、今年度に関しても開催しようと考えておまして、特に今回は法改正の部分を強調して説明したいと思っています。その他、チラシなども作って周知することも考えておまして、そのようなことで周知していきたいと考えております。

【笠井委員】 それは発注者に対するものも含まれているということでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 そうですね。チラシに関しては発注者向けとか、施工業者向けとか、国民向けなどが想定されますので、どの辺にニーズがあるのかというのを十分に検討した上で、幾つかのパターンに分けてチラシなどを作っていくたいとは考えております。

【栗村大気環境課主査】 すみません、一部補足させていただきます。発注者への周知でございます。

非常に重要なポイントだと認識しておりますけれども、環境省が直接発注者にコンタクトできる機会がどれほどあるかという問題もあります。先ほど、チラシという話もありました。自治体さんへのご説明ですとか、業者の皆様へのご説明の中で、あとチラシを配布する中で、例えば自治体さん、もしくは業者さんから工事の際に発注者の方にお渡しできるようなチラシとか、そういった分かりやすいものを含めて、少し工夫をしてみたいと思います。

【大塚座長】 重要な点だと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。今回の改正で元請業者から発注者に作業の経過の結果が行くという辺りも発注者の新しい義務が増えていくということが、新しい義務というか、これは報告を受けるということですが、重要な点なのではないかと思っております。

他にはいかがでしょうか。

出野委員、お願いします。

【出野委員】 質問といたしますか、要望しておきたいと思います。

30ページだと思うのですが、例の下請負人への説明というのがありますけれども、建設リサイクル法に合わせる等留意すべきであるという表現がありますけれども、建設リサイクル法では「施工者が都道府県に届出」「発注者に説明」「下請負人に告知」と、ばらばらの用語を使っているのですが、もちろん内容は違いますけれども、これを念頭に置いて、ここで告知という言葉を使っていらっしゃるということは、施工者は下請に電話1本の説明でもよろしいと、こういう理解でよろしいのでしょうか。書面を作らなくてもいいと。ちょっと細かいかもしれませんが、質問させていただきます。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【江口大気環境課主査】 単にここで告知というふうにされているだけです、特に書面というふうに限定しているわけではないので、いわゆる口頭とか、そういった説明によるものも可能というふうには考えております。

【出野委員】 大気汚染防止法では告知という言葉は使わないということですよね。「下請負人への説明事項」、「説明」と書いていますので。必ず書面で説明をなさいます。

【川上総務課係長】 環境省の川上と申します。

当初、おっしゃるとおり、建設リサイクル法等の条文を参考に「告知」という文言を用いることも検討しましたが、大気汚染防止法の中で「告知」という文言は使っていないこと、また、「説明」という文言でも趣旨として問題ないことから、大気汚染防止法の改正法の中では「説明」という文言を使わせていただいております。

おっしゃるとおり、電話1本かけるだけですか、メールを送るだけで説明を終えたとすることは、こちらとしましても趣旨と合わないと考えております。ただし、昨今のコロナの状況で、例えばWeb会議上で説明をするとか、そういった方法もとり得ると思いますので、どのような説明の方法が望ましいのかということについては、通知なりマニュアル等で示させていただければというふうに考えております。

【出野委員】 分かりました。よろしく願いいたします。

【大塚座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。Web参加の先生方も含めていかがでしょうか。よろしいですか。

【事務局（小西）】 寺園委員が、意見があるというところです。

【大塚座長】 寺園委員、お願いします。

【寺園委員】 よろしいですか、すみません。

後半の質疑ということで、先ほど、封じ込め、囲い込みということの議論がありました。

以前の検討会か何かでも申し上げたかもしれないのですが、囲い込みとか封じ込めというのは、この資料では20ページの「作業終了時の確認」以降に書かれているのですけれども、本来、封じ込め、囲い込みというのは、アスベストの除去が難しかった特定建築材料の現場での工事として行われていたもので、そこに対して作業を行うということは、まだアスベストが残っている以上、必要なのですけれども、後半の議論でなくて、前半に戻って恐縮なのですけれども、設計図書での確認というようなことがあった場合に、もっと積極的に封じ込めとか囲い込みが過去に行われていたという記録を使うことというのは考えられていてよかったのではないのかなと思うのですが。先ほどの私のスケジュール感とか、ロードマップとかと申し上げたことも関連しているのですけれども、今回の技術的事項の検討というのは、現状で必要な対策というのを議論するにはいいのですけれども、果たして封じ込めとか囲い込みというのを、今までどういうふう把握してきて、それに対して現在はこれを行うけれども、過去何年以内に、こういうものはこうやって減らしていこうみたいな見通しというのが必要だったのではないのかなと思うのですけれども、ここでこうした方がいいということをなかなか言いづらいのですけれども、ちょっと私の感想を述べさせていただきますが、確認の方でも、何かこういった記録を使うということができないのかどうかということだけ1点、伺えればと思います。

【大塚座長】 いかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 これまでも囲い込み、封じ込めの場合には、特定作業に当たる場合には都道府県に届出を出して作業を行っています。ですので、作業の届出が出されたものというのは記録として残っているかと思えます。それは、発注者側が持っているとは思いますが、その辺のものの活用ということは可能かとは思いますが。事前調査の際はそういうものがあれば、積極的に活用していただきたいとは思っております。

【寺園委員】 分かりました。実際に、そういうふうにしていただければいいなと思うのですけれども、仮にされない業者の方がいた場合でも、何らかのストップがかかるような行政上の記録ですとか、何か別の方法があればいいなと思いましたがけれど、きっと、なかなかそこは難しいですね。

【本橋委員】 ちょっといいですか。

【大塚座長】 本橋委員、お願いします。

【本橋委員】 私が言うことじゃないかもしれませんが、石綿含有建材調査者、あとアスベスト診断士でも何でもいいのですけれども、授業の中で、必ずアスベストが残っているかどうかを調べる中に、過去にアスベストの工事をやって、除去が完璧にならなくて、囲い込みと封じ込めをやっていたのは、絶対調べなさいというふうに講義で何回も言っています。ですから、資格で取る人は少なくとも、それは認知しているはずで、所有者が記録をなくしていたら問題ですが、それでも探せると思いますし、授業ではちゃんとそれを行っています。講習でですね。

【寺園委員】 ありがとうございます。調査者という中では、それは当然そうだと思います。もう少し積極的に、所有者ですとか作業をされる方ですとか、あるいは自治体のほうの記録とか、何かもう少し徹底して、データベースをこれまでちゃんと作って残しておけばよかったなという振り返りも含めて、ちょっと発言させていただきました。ありがとうございます。

【大塚座長】 環境省さん、何かありますか。よろしいですか。

その部分は、だから今回、検討はされたと思いますけども、所有者一般に対しての責務規定を置くことが、ちょっと過剰な責務になるのではないかとということがあって入らなかったもので、今後、国がいろんなことをなさっていくうちに、そういうことを責務として考えるようなことは、将来的には検討していく必要があるのではないかとすることはあると思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、出野委員。

【出野委員】 これで最後になるかと思いますがけれども、26ページ辺りの4.の漏えいの有無の確認に関するお願いなのですからけれども、以前、こういう委員会、検討会で、こういう除去現場の作業場の大気濃度、要するに作業場というよりも、敷地境界線での大気濃度、これを測定するかしないかと、相当議論がありましたと記憶しておりますけども。

我々業界としては、費用対効果を考えたら、そこまではやらなくてもいいのではないかと、かなりそういう意見を取り入れていただいたと思うのですが、代わりに、東西南北の敷地境界線の大気測定はいいとして、作業現場での漏えいの有無の確認、これだけは、代わりにもう少し厳しくしましょうよと。そういう話になっていたと思いますけ

ども、それを受けて27ページの四角の中、ハ、ニ、へとあって、へのところにアンダーラインが引いてありますけども、これがもう少し詳しく頻度を増すという内容になっているのかと思いますけども、これで十分なのかもしれませんけども、願わくば、もう少し具体的に、もうちょっと細かく丁寧に書いていただければ、業界としてはありがたいなど。あいつらが猛反対したものだから、こういう規制強化ができなかったと、専ら巷間で言われておりますので、この辺りはもう少し考慮していただければ、ありがたいなというお願いです。

【大塚座長】 これはいかがでしょうか。

【石山大気環境課長補佐】 大体フィルタの交換は1日4回程度するとか、一般的にはそういうことになっておりますので、大体回数というのは見当がつくことにはなっておりますけども、ご指摘を踏まえ、具体的にフィルタの交換回数等についてマニュアルなどで書けるかどうか検討していきたいと思います。

【大塚座長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

本橋委員は、もうよろしいですか。

【本橋委員】 さっきの出野委員の話を言いますと、このところは一般的な目安については環境省のマニュアルにしっかり書いてあって、この前、改訂してやって、講習会でも具体的な内容を何回も言っています。そこ、出野さんは環境省のマニュアルを読んだ上でおっしゃっているのでしょうか。

【大塚座長】 よろしいでしょうか。

では、議事の1につきましては、以上で終わりにさせていただきます。

それでは、議事の2、その他について……

【江口大気環境課主査】 すみません。先ほどの笠井委員からご指摘があって、宿題になっていたものについて回答させていただきます。

これは掲示の記載事項、特に現行からの変更はございません。法令の文言にあわせて一部文言だけ修正しましたが、他には特に修正はございませんので。回答に時間が経ってしまい、申し訳ありません。

【大塚座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、議事の2に移らせていただきたいと思います。

議事の2、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【石山大気環境課長補佐】 その他ということで資料2に基づきまして、今後のスケジュール（案）ということで説明させていただきます。資料2をご用意ください。

今後のスケジュールということで、技術的事項検討会は、今回、ご議論いただいたもので終わりにはなりますが、その後の政省令の制定までの流れなどを説明させていただきます。

まず、本日、技術的事項検討会がありまして、8月に中央環境審議会の石綿飛散防止の小委員会の委員の方へ、今回の技術的事項検討会における検討結果の報告をさせていただきます。あとは、8月から9月に大気汚染防止法施行令、政令ですね、あとは大気汚染防止法施行規則、省令の改正案の概要について、パブリックコメントを実施したいと考えております。それを集約しまして、修正などが必要であれば修正を行いまして、秋頃に大気汚染防止法施行令、大気汚染防止法施行規則の改正などを行いたいと考えております。

以上です。

【大塚座長】 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問がございましたら、札を立てていただければと思います。よろしいですか。

どうもありがとうございます。本日の議事はここまでとなりますが、全体につきましてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は、これで全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

【事務局（小西）】 本日は長時間にわたり、ご熱心にご議論いただき、ありがとうございます。

冒頭申し上げましたとおり、本日の議事録につきましては、委員の皆様のご確認をいただいた上で、環境省のホームページに、後日、公開する予定となっております。

それでは、本日は、これにて検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上